第1回 専門研修ワーキングチーム(社会的養護)での主な意見と論点等①

【修了者の業務等について】

御意見	論点•方向性等	備考
子育て支援員研修(社会的養護コース)修了者は、補助的職員とされているが、それは人員配置基準の外枠か。「補助」とはどういう意味か。無報酬か。	運営基準で規定される人員配置基準外であって、専門性を有する職員の下で養育補助に携わる者を想定。 例えば、予算的措置として小規模グループケア加算として1.5人分加算されるところの0.5人分、また、ファミリーホームについては、養育者と養育補助者が措置費に計上されるが、そのうちの養育補助者など。 子育て支援員研修(社会的養護コース)修了者は、社会的養護分野に新たに配置される特定の職種として業務が規定されるのではなく、社会的養護の補助的な支援者として必要な基本的な知識や技術を習得するための研修を修了した者である。	

第1回 専門研修ワーキングチーム(社会的養護)での主な意見と論点等②

【活用方策について】

一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一点,一	論点•方向性等	備考
地域小規模で難しい子どもたちを支援する、もしくは小規模になることによって子どもたちが問題を表出する。小規模になることで環境的には子どもにとっては安らげるとか、個別の関わりができるというメリットと、反面、小規模の中で職員も疲弊し、退職している。そのため、例えば、補助的職員にベテラン保育士を配置し、職員のサポートを担っている場合もある。よって、施設における「補助的職員」について現場サイドに立って慎重に議論すべき。	補助的職員の有す る経験や技術によって は、補助的職員の業	
社会的養護における養育では、「家事」は治療と位置付けており、補助的業務であっても高度な研修を必要とする。 里親、養護施設、養育・養護それぞれの今後の方向性として、個別性、果たす役割が分離していくため、子育て支援員研修(社会的養護コース)修了者の活用方策を考えていく必要がある。	務について幅広に考 えることが可能であり、 採用する施設等の裁 量によるものと考えら	
里親やファミリーホームがボランティアなどの支援者を受け入れる場合、研修受講者であれば 力強い。	れる。 WTにおいて、さまざ まな観点から御意見	
里親は私的な場で公的な養育をするため、養育が里親のやり方になりやすい。里親ガイドラインにおいても、支援者の受入など開かれた養育が推奨されている。この研修システムは、子どものために何かしたいが、里親というのは敷居が高いと考える人が入りやすい。社会的養護を知ろうという人たちの層が厚くなることに期待。	をいただきながら、特に、里親やファミリー ホームの支援における活用、子育て後の	
里親にとって有効。 家事支援事業が里親・FHに活用されていない自治体もある。本研修を受講し、社会的養護の 補助者と位置付けられた者であれば気軽に活用できるのではないか。 地域の応援団が里親支援に入るのは子どもにとって有効。	復帰促進等について 有効との御意見も踏 まえ、活用モデルなど の提示をしてはどうか。	
過去に社会的養護の領域で働いた経験がある人が子育て後に職場復帰するために道筋を作るのではないか。		

第1回 専門研修ワーキングチーム(社会的養護)での主な意見と論点等③

【キャリアアップについて】

御意見	論点•方向性等	備考
本研修受講者が里親や施設職員になっていくための足がかりとなる基本的な専門性を身につけるために有効。	キャリアアップにつながる仕組みについても、今後検討してはどうか。	

【補助的職員が子どもに与える影響について】

御意見	論点·方向性等	備考
補助的職員の存在は、特定の大人との関係を重視する小規模化において目指している方向性と相容れるのか。	愛着形成の対象となる大人とは別に、親戚や近隣の住民のように、身近な支援者というイメージを考えている。家庭的養護における養育者と養育補助者の役割等について、今後研究としてはどうか。 ※ ソーシャル・ネットワーク理論において、子どもは母親を含む多様な人物からなるネットワークのなかで、複数の養育関係を同時に形成しながら育つという考えもある。	
施設に実習生や補助的職員が入ってくることが愛着形成対象の職員との1対1の関係にどう影響するかについて、 慎重に検討すべき。		
里親・FHの養育において、本研修により、子どもにとって 専門性がある程度確保された人が身近に出入りすること で養育の質の向上に役立つ。懸念される課題はあるが、 それらを解決しつつ、協力者とともに養育することが必要。		

第1回 専門研修ワーキングチーム(社会的養護)での主な意見と論点等④

【子育て支援員の権利等について】

御意見	論点•方向性等	備考
子育て支援員自身の権利擁護や苦情処理の申立てがどのようにできるのか。	研修を修了した者が雇用された職場での規定に 基づく手続きとなると考える。	

【研修の実施について】

御意見	論点·方向性等	備考
本研修の実施主体となる自治体が実施しない場合は実施されないことになるのか。	研修を実施するかどうかは主体となる自治体が決	
自治体としては、必須でない研修をどう実施するかは課題。 社会的養護の人材を開拓することは重要だが、現在補助的 職員として働いている人にも研修受講を勧めるかどうかで自 治体の研修に対するニーズが変わってくる。本研修で、広く 社会的養護の人材の発掘につながることを期待。	定することとなるが、できる限り自治体に実施いただけるよう、活用方策のモデル提示等について、具体的に検討してはどうか。	

第1回 専門研修ワーキングチーム(社会的養護)での主な意見と論点等⑤

【科目等について】

御意見	論点•方向性等	備考
社会的養護の専門研修は5~10時間で検討。		
「遊び」のカリキュラムについては、専門研修でも必要。里親の認定研修にも「遊び」を入れて認定要件としたいくらい。子どもと遊べる人は養育者として伸びていく。具体的には、演習やロール・プレイング形式で行う。		
「保護者への対応」というより、むしろ「保護者との連携」という言葉の方が望ましい。ペアレンティングの基本(例えば、褒めていくことへの重要性など)を入れるべき。		
子どもの養育においては、「生活による治療」、「遊び」、その基本となる「対象者の尊厳の遵守」が重要。カリキュラムにおいて、「対象者の尊厳の遵守」を重視してもらいたい。	科目等案を修正。	
補助的職員の対象領域に母子生活支援施設を含めるのであれば、DV等の影響、保護者自身への影響や個人情報の保護の視点も含めるべき。		
「二次被害」という言葉を位置付けるべき。		
「養護原理」を根底として、「対人援助の価値と倫理」の中にある「尊厳の遵守」、社会的養護の目的がまず重要であり、次に「対象者の理解」、その次に方法論・内容というように構造化していく中で、方法論・内容の中にも原理が位置付けられるようなカリキュラムにすべき。		
グループケアの特性について強調してほしい。小規模養育論的なものを強調した内容にしてもらいたい。	専門性を有する職員	
ガイドラインを作成するのであれば、子どもの性的問題が多発していることへの対応や、自立に向けて行われているライフストーリーワークや子どもにとっての自立など、ガイドラインを作成するのであれば現場が必要とするものを作成してもらいたい。	に対する研修内容として研究してはどうか。	

第1回 専門研修ワーキングチーム(社会的養護)後に提出された意見と論点等①

【子育て支援員研修の意義について】

御意見	論点•方向性等	備考
社会的養護の理解が広がることで、子育てに悩む親が支援を求めやすくなる。	基本研修において習得されるべき社会的養護に関する内容を精査してはどうか。	

【科目等について】

御意見	論点•方向性等	備考
研修科目に「記録作成」を取り入れてはどうか。	科目等案を修正。	

【実施方法について】

御意見	論点•方向性等	備考
科目を細分化して、単位制(仮)としてはどうか。そうすることで、科目履修生として教員や児童相談所の新任職員、保健師、里親などが利用できるのではないか。 養育里親の「研修受講状況」をポイント化し、最低受講数を定めるといった仕組みを検討している自治体もある。	できる限り自治体に実施いただけるよう、活用方 策のモデル提示等について、具体的に検討しては どうか。	